

国土交通大臣登録講習（登録番号第23番）

令和2年度「登録ダクト基幹技能者講習」のご案内

一般社団法人 全国ダクト工業団体連合会（全ダ連）

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会（日空衛）

全ダ連・日空衛の2団体では、国土交通大臣の登録講習として、令和2年度の「登録ダクト基幹技能者講習」を次のとおり開催いたします。

是非、多くのダクト技能者の方が受講され、「登録ダクト基幹技能者」として現場で活躍されることを期待いたします。

1. 開催日程と講習会場

● 東京地区講習

開催日程：令和3年2月3日（水）～2月5日（金）（定員：50名）

講習会場：「空衛会館」 5階 大会議室

〒104-0041 東京都中央区新富2丁目2番7号

一般社団法人東京空調衛生工業会

● 九州地区講習

開催日程：令和3年2月11日（木）～2月13日（土）（定員：50名）

講習会場：ホテルルートイン熊本駅前 11階会議室

〒860-0047 熊本県熊本市西区春日1-14-19

ホテルルートイン熊本駅前

● 大阪地区講習

開催日程：令和3年2月25日（木）～2月27日（土）（定員：50名）

講習会場：大阪府立北大阪高等職業技術専門学校

〒573-0128 大阪府枚方市津田山手2丁目11-40

大阪府立北大阪高等職業技術専門学校

● 北海道地区講習

開催日程：令和3年3月4日（木）～3月6日（土）（定員：50名）

講習会場：北海道職業能力開発協会「第3研修室」

〒003-0005 北海道札幌市白石区東札幌5条12丁目1-2

北海道職業能力開発協会

2. 受講資格

受講資格は、下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事におけるダクト施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級建築板金技能士（ダクト板金作業）の資格又は、建設業法に基づく1級若しくは2級施工管理技士（管工事）の資格を有すること。

3. 受講申込

● 受講申込書の請求

受講を希望される方（又は事業主）は、別紙の「受講申込書送付依頼状」に必要事項を記入の上、登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局までFAXにてお申し込み下さい。

次の配布期間に事務局より「受講申込書」関係資料一式（無料）を送付いたします。

【 受講申込書請求期間 】

- 令和2年10月1日～令和2年11月30日

● 受講申込期間

受講申込受付地区は東京地区・九州地区・大阪地区・北海道地区の4会場です。会場ごと会場の定員になり次第締め切ります。

受講申込者について受講資格審査を行い、受講資格の認められた方には受講票を交付します。

【 受講申込受付期間 】

- 令和2年10月1日～令和2年11月30日

● 受講料

受講料：48,000円（税込）

- ・ 受講料には、受講費用、教材費等の関係費が含まれています。
- ・ なお、宿泊・交通費は含まれておりません。

● 宿泊

- ・ 宿泊を必要とする方は、会場周辺の宿泊施設をご利用下さい。

● 修了証の交付について

規定の講義を全て受講し、最終日の講習考査試験に合格した者に「登録ダクト基幹技能者講習修了証」が交付されます。

【 ご参考：登録ダクト基幹技能者講習の助成金について 】

本登録講習受講への助成措置については、厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕」が活用できる場合があります。ご希望される方は、都道府県の労働局または、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

なお、助成を受けるには、受講日の2ヶ月前から原則1週間前までに都道府県労働局長宛に「建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕計画届」（建助様式第2号）の提出が必要となります。

建設労働者確保育成助成金の概要〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕

1. 支給対象者 中小建設事業主

（注）「建設の事業」の雇用保険料率(14/1,000)の適用を受ける中小建設事業主

2. 助成の対象となる技能実習

建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習

3. 助成額（雇用保険被保険者数が20人以下の場合の例）

● 経費助成

委託費（受講料）の3/4（ $48,000 \text{円} \times 3/4 = 36,000 \text{円}$ ）

注）受講料払込取扱票の依頼人欄に、必ず会社名と受講者名を記載して下さい。

● 賃金助成

7,600円／1人・1日

雇用する建設労働者に、助成の対象となる技能実習（登録基幹技能者講習）を所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金以上の賃金を支払った場合。（所定労働時間外及び休日に受講させた場合は、所定の割増をした額以上の賃金を支給する場合又は振替休日を与えた場合）

（注）1日3時間以上受講した日に限る。

ひとつの技能実習について20日分を限度とする。

【 受講証明について 】

登録ダクト基幹技能者講習を受講後、助成金申請を行う事業主は、支給申請書（建助様式第17号、同別紙1）をハローワーク等より取りよせ、「建助様式第17号別紙1」に必要事項を記載し、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局（実施団体）宛に送付してください。実施団体で受講確認の上、受講証明欄（③-1. ③-2）に受講証明を行い返送いたします。

【 支給申請の手続き 】

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕支給申請書（建助様式第17号、同別紙1）及び必要書類などを、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

令和2年度「登録ダクト基幹技能者講習」の受講申込書用紙を必要とされる方は、当紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

令和2年度「登録ダクト基幹技能者講習」

受講申込書送付依頼

申込者 (企業名又は団体名)		
住所	〒	
担当部署名		
担当者氏名		
連絡先	TEL: ()	
	FAX: ()	
受講 予定者 氏名		
必要部数	_____部	

FAX送信先

FAX : 03 (5567) 0072

登録ダクト基幹技能者講習委員会事務局

〒170-0072 東京都豊島区巣鴨3-3-1 YYビル 2階
(一社) 全国ダクト工業団体連合会内 TEL : 03 (5567) 0071